

平成24年（ネ）第172号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人（一審原告） 上原正稔

被控訴人（一審被告） 株式会社琉球新報社

平成25年1月23日

控 訴 理 由 書

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

控訴人（一審原告）訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

弁護士 中 村 正 彦

弁護士 上 原 千 可 子

本件は、沖縄のドキュメンタリー作家である控訴人（以下「原告」という）が新聞社である被控訴人（以下「被告」という）との連載執筆契約に基づいて執筆した長期連載『パンドラの箱を開ける時』（以下「パンドラの箱」という）の原稿について所定枠への掲載を拒否された原告が被告に対し債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

原判決は、掲載を拒否された第一章第2話「慶良間で何が起きたのか」5回分の原稿（以

下「慶良間編原稿」という。)と最終回の原稿(以下「最終回原稿」という。)につき、前者は、それが原告の過去の著作である『沖縄戦ショウダウン』の《二重掲載》であるとして、後者については、原稿の8割近くが《新味のない焼き直し》である等として掲載拒否を合理化する理由を認め、もって原告の請求を棄却したものである。

しかし、慶良間編原稿ないし最終回原稿は、いずれも連載執筆契約の内容に合致する原稿であり、慶良間原稿にかかる《二重掲載》も最終回原稿にかかる《新味のない焼き直し》も集団自決ないし教科書検定にかかる被告の基本的方針(編集方針ないし当時のキャンペーン)に反することを理由とする掲載拒否であることを隠蔽するために被告が拵えた口実に過ぎなかった。

被告は原被告間の連載執筆契約に基づいて受領した原稿については、それが契約内容に合致するものであれば、基本的に、その原稿を新聞紙上の所定枠に掲載する義務を負っているものであり、慶良間編原稿及び最終回原稿について合理的な理由なく一方的に掲載を拒否した被告は債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を負担すると解すべきであり、原判決は速やかに破棄されるべきである。

第1 連載執筆契約の内容について

- 1 原判決は原被告間の連載執筆契約について「米軍の戦時記録を中心に紹介し、初出の資料も使用して、沖縄戦に関するドキュメンタリーを、毎週5回(火曜～土曜、1回分約1800字)、全150～170回程度連載するという内容で連載執筆契約を交わしていることが認められるのであり、被告としても、原告から上記連載執筆契約の内容に合致する原稿の提供を受けた場合には、基本的には、その原稿を掲載する義務を負っているものというべきである」とする。

連載執筆契約にかかる原判決の上記判示のうち、「被告としても、原告から上記連載執筆契約の内容に合致する原稿の提供を受けた場合には、基本的には、その原稿を掲載する義務を負っているものというべきである」の部分は正当である。

しかし、原判決が前泊メモに基づいて認定した契約内容部分は不当であり、『パンドラの箱』の連載が『戦争を生き残った者の記録』の連載の続編であることを顧みず、連載執筆契約が同連載における原告の著述スタイルを基本的に承認するものであったことを無視している点は失当である。

- 2 前泊メモは、『パンドラの箱』の連載開始直前に前任者から原告の担当者となった前泊記者が社内向けに作成したとされ、日付は平成19年5月21日となっているが、その作成の真正、経緯、目的、趣旨、或いは手書による訂正の時期等の一切について何らの立証もなく不明のままである(被告は作成者である前泊記者の陳述書を提出せず、一旦行った証人申請も理由を示さず取り下げており、枝川証人及び名城証人はいずれもその陳述書ないし証言において一切これに言及しなかった)。これを事実認定の基礎とすることはできない。

仮に、それが前泊記者によって真正に作成されたものであり、社内向け文書だったとしても、そのワープロ印字において連載を50～70回(15週)とし、直前に連載されていた市村彦治の全80回の連載(甲47)と同じような比較的短期の連載であり、初回原稿「はじめに」の構想で明らかにされているような長期連載になるという認識がなかったことがうかがわれる。それは前泊の単なる思い込みを記載したものに過ぎず、契約内容を確認したものでも社内向けの報告文書でもないと推察される。斯かる文書をもとに本件連載契約内容を推認することができないことは明白である。

前泊メモの内容を基に連載回数150～170回の約定を認めた原判決の判示部分及び「初出の資料」の使用が毎回必須条件となっていたという被告の主張は失当である。

- 3 『パンドラの箱』は、『戦争を生き残った者の記録』の続編である(乙2、乙3の1)。

原被告間には『戦争を生き残った者たちの物語』連載当時から連載執筆契約が観念できるところ、その続編として前泊記者の前任者である池間記者との間で計画・準備されてきた『パンドラの箱』の連載にかかる連載執筆契約は、従

前のものをそのまま引き継いだものということができる。

テーマについては初回の「はじめに」で述べられているように従来の沖縄戦に加え、第1話と第2話では慶良間での集団自決の軍命の真相に迫るものであることが合意されていたと認めることができる。原判決は変更されることもあり得るなどとして集団自決を取り上げることについて約定があったことを否定するが、途中で変更があり得ることをもって当初の連載執筆契約の内容が変わるものではない。

その他の内容は、概ね原判決の判示した内容のものだということができるが、回数については約定がなく（200回程度だと原告が述べたのは目途であり、約定とまでいうものではない）、原告の著述スタイル（自著、他著を問わず既出の資料と初出の資料を用い、それらの引用を多用しながら、独自の視点から沖縄戦と人間の真実を多面的に構成していくもの）を尊重するものであった。

- 4 原判決は、連載原稿の掲載拒否が債務不履行となる場合について原告が連載執筆契約の内容に合致する原稿を執筆したにもかかわらず、被告が、合理的な理由もなく、一方的に原告の執筆した原稿の掲載を拒否したような場合には、上記連載執筆契約の義務に違反すると評価される場合があるものと解されるという。

連載執筆契約に基づいて執筆された原稿は作家の作品であり、一般の記事と違って作家に著作権があり、一般の記事に対して及ぶ広範な編集権は妥当しない。また、新聞連載が作家にとって作品の発表の場であり且つ契約に基づく表現の自由の場であることからすれば、連載原稿の掲載に関わる編集権の行使は作品に対する恣意的ないし主観的評価に基づくものであってはならない。

それらのことに照らせば掲載拒否を正当化しうる「合理的な理由」は客観的なものでなければならず、新聞社である被告が客観的に合理的な理由もないにも関わらず、一方的に掲載を拒否した場合は原則として債務不履行責任及び不法行為責任を負担すると解すべきである。

第2 慶良間編原稿の掲載拒否について

1 原判決

原判決は、被告が慶良間編を掲載しなかった理由について、「原告が慶良間編の原稿として被告に交付していた5回分のうち3回分の多くが、原告自身がシァレス伍長の手記の翻訳（代理人注：訳注とあるのは誤記と思われる）をして琉球新報紙上に発表していた『沖縄戦ショウダウン』を引用したものであることが判明したことに加えて、既に掲載した第1話にも、『沖縄戦ショウダウン』を引用した記事が4回にわたって掲載されたことが判明したことから、原告の慶良間編の原稿が二重掲載に当たるものと判断したからであり、さらに前泊らが原告を呼び出してこの点を確認したところ、原告は、沖縄戦のドキュメンタリーにおいて資料の二重掲載をする必要性を詳しく説明したり、引用であることの明示や簡潔な要約をする等の案を提示したりせずに、二重掲載をしても問題ない旨の認識を示したことから、その後の連載においても、二重掲載がされるおそれが高いと判断されたからであると認められる。」などとして掲載拒否の合理的な理由があったと認めているが、以下に述べるように全く失当である。

2 枝川証言の信用性

- (1) 枝川証人の証言の要旨は、慶良間編の原稿について東京の記者から『沖縄戦ショウダウン』とほとんど同じじゃないかという指摘を受け、沖縄戦ショウダウンとパンドラの箱の原稿を照合したところ、決して新しい資料を使った新しい物語ではなく、単なるコピーであり、二重掲載であるという結論に達したため、原告を呼んで二重掲載は読者にとっても掲載紙にとっても裏切り行為であり許されないという指摘をしたところ、原告は二重掲載であることを認めながら問題がない旨の認識を示したので慶良間編の連載は認められないとの結論に達したというものである。
- (2) ところが枝川証人は陳述書（乙7）に「およそ、小説であるか、ドキュメンタリーであるかを問わず、原稿料を得ている者が公の場で発表される文章に、

過去に発表したものと同一文章を使用することは許されるはずがない」とある点について反対尋問を受け、小説と違って事実と資料に基づいて書かれるドキュメンタリーは、日記や日誌等の資料の引用を必要としているところ、被告が二重掲載として問題としている箇所は、まさしく原資料としての「シァレス伍長の手記」の引用であることを十分に認識していなかったことを暴露した。

すなわち、反対尋問において枝川証人は、ドキュメンタリーが事実と資料に基づいて書かれる物語であることから、初出の資料だけでなく既出の資料も用いる必要があることを認め、「シァレス伍長の手記」が集団自決の目撃者による第一級の資料であり、一字一句違わずに引用してもそれ自体には問題がないことを法廷で認めたくらう（主尋問では当該手記の引用自体を許されない二重掲載だとしていた）、手記の引用の分量が多すぎるとか、出典の明示がないことなどを問題とするに至ったのである（枝川 p 10）。

更に、枝川証人は原資料である「シァレス伍長の手記」の引用だけではなく、地の部分でも同じ文章を使っていると言い出したので、その箇所を尋ねたところ、なんら答えることができなかった（実際に原稿を読めば分かるように手記の引用が始まるまでの地の文章は全くのオリジナルである）。そればかりか、慶良間編の原稿について「あの文章、私はきょう初めて見まして全部は読んでおりません」（枝川 p 18）とか、「精査はまだしていませんので」（同 p 19）といった信じられない弁解を行い、慶良間編の原稿をコピーして4人で照合したという主尋問で述べた事実を否定するに至った。

- (3) 枝川証人は、主尋問において、《読者と掲載紙に対する裏切りであり、物書きの倫理に悖る恥ずべき行為であり、決して許されるべきではない》といった原告に対する最大限の批難を行っている。このような批難は小説やドキュメンタリーの地の文章をそのまま引き写すといった明白な二重掲載がある場合にはじめて妥当する侮辱である。枝川証人が被告の編集局次長の立場にあったことを思えば、事実誤認に基づく余りに軽率な証言であったと言わざるをえない。このことは、枝川証人が慶良間原稿の二重掲載について十分

な精査をしないまま、強い思い込みをもって証言を行ったことを浮き彫りにしており、慶良間編を受領した当時、原稿を編集委員4人で照合して二重掲載を確認し、これを理由に掲載を拒否したという証言の信用性を全く疑わしいものになっている。

もし、被告が本当に自著からの引用のことをいう「二重掲載」だけを問題にしたのであれば、担当者から端的に原告の見解を聞くことから始めるべきであり、原告を呼びつけて編集委員4人から通告するという方法をとることもないはずである。そして「二重掲載」が疑われる点を指摘したうえで、引用の分量を減じるよう求めるなり、出典の明示を求めるなりするのが通常であろう。慶良間原稿が「素原稿」として送信され、写真に合わせた「やり直し」を予定していたことからすれば、被告から引用分量の軽減や出典の明示の要請があれば、それを撥ねつけたとは到底思えない。

- (4) 枝川証言が信用に足りないことは、本社での話合いが行われた日を「平成19年6月27日午後」としていることからもうかがえる。東京の記者から慶良間編原稿が沖縄戦ショウダウンの引き写しだとの指摘を受けたのが原稿を送付した6月17日直後（主尋問では6月16日頃だとしている）だとしても、それから原告に二重掲載について問い質すのに10日も置く理由は見いだせないからである。そのことは慶良間編の掲載が19日（火曜）に予定されていた事実（甲3の1）に照らせば尚更明らかである（そのため、原判決は当該協議の時期を18日頃としている）。

枝川証人が協議の時期を6月27日としたのは、被告の主張に証言を合わせようとしたために生じた矛盾であると解するほかはない。原告が明確に述べているように6月18日に被告本社に行き、そこで編集委員4人の対応を受け、いきなり第2話の慶良間編は掲載しないことを告げられたのが事実である。

- (5) よって枝川証言は信用性を欠いており、同証言に基づいて原告と被告の編集委員らの協議の様子を認定したうえで、慶良間編原稿の掲載拒否が、『沖縄戦シ

ヨウダウン』の二重掲載であると認定した原判決は失当というほかはない。

3 慶良間原稿は未完成の「素原稿」であったこと

原告が被告の前泊記者に対し、平成19年6月17日に送った慶良間編原稿が未完成の「素原稿」であり、もともと大幅な修正が予定されていたものであることは、甲3号証の1のメール本文に送られてくる予定の写真に合わせて「火曜日の原稿も含めて全てやり直します」とあることから客観的に認定できる事実である。

6月18日はもともと慶良間原稿の修正・やり直しが予定されていたのである。その場でシェアレス伍長の手記に関する二重掲載を問い質されたとしても、原告が徒に反撥して開き直すことは考えられない。しかも、出典の明示や引用分量の減少や要約が提案されていたら、原告においてこれを頑なに拒否したとは考えられない。原判決が摘示しているようにシェアレス伍長の手記そのものは、集団自決命令の有無に直接関わらないからである。

原告が4人の編集委員に対して激しく反撥し、「これは言論弾圧であって許せない。記者会見を開いてでも告発したい」とまで述べたのは、いきなり第2話「慶良間で何がおきたか」を掲載しないとの宣言を受け、「社の方針だ」という発言を含め、原告に納得できる理由の説明がなかったからである。

なお、原判決は、「前泊らが原告を呼び出してこの点を指摘したところ、原告は、沖縄戦のドキュメンタリーにおいて資料の二重掲載をする必要性を詳しく説明したり、引用であることの明示や簡潔な要約をする等の案を提示したりせず、二重掲載をしても問題ない旨の認識を示した」(p22(3)ア)と判示しているが、ドキュメンタリーにおいて資料の二重掲載が必要になることは当然のことであり¹、新聞の編集委員であれば改めて説明を要することで

¹ 既発表の資料の引用や紹介なしにドキュメンタリーを書くことは困難である。既出の資料が自著で発表されたか、他人の著作で発表されたかは重要ではない。重要なのは当該資料の資料としての価値である。

はないし²、原典の明示や簡潔な要約をする等の提案は、二重掲載が問題であるとする被告側が行うべきものである。繰り返しになるが、かかる提案があれば、原告が修正に応じない理由はない。しかし、原告側がこれを提案しても、被告は応じなかつただろう。被告が阻止したかったのはシェアレス伍長の手記の引用ではなく、『沖縄戦ショウダウン』に発表された「※（注）渡嘉敷島で何が起きたのか」（乙1の3）で発表された原告が渉猟して集めた関係者証言の数々と軍命令はなかつたという結論部分だったからである。

4 「ニューヨーク・タイムズ」の引用について

慶良間編原稿は、シェアレス伍長の手記の引用がある「イスラエルの東端に」とロバーツ伍長の談話が引用された「ニューヨーク・タイムズ」からなっている（甲3の1）。「ニューヨーク・タイムズ」には、そこに引用されたロバーツ伍長の談話が、かつて原告が沖縄タイムス紙上に『沖縄戦日誌』として発表したものの再掲であることが明示されている（甲3の3）。

そこでは※の注で談話の中の「日本兵」が実は「防衛隊員」³であることが示されており、『沖縄戦日誌』発表当時と異なる意味を持つものであることが説明されている（同じ資料を引用しつつ、新たな真実を提示する原告の手法の実例である）。

ところが、同じく自著からの引用であり、そのことは末尾の説明から明らかになっているにも関わらず、「ニューヨーク・タイムズ」が二重掲載として問題にされた節はない。

被告は第1話の伊江島編についても照合を行い、そこでもシェアレス伍長の手記が4回にわたって二重掲載されていたことを発見したといい、枝川証人もこ

² 現に、枝川証人は、反対尋問で指摘を受け、直ちにそのことを了解し、シェアレス伍長の手記を引用する必要性について肯定している。枝川証人は『沖縄戦ショウダウン』からの再掲が資料の引用であることに気づかず、地の文章の引用があると誤解していたのである（枝川 p 10～17）。

³ 「防衛隊員」は村民からなる自警団的組織であり、軍に協力はしても「日本兵」ではない。集団自決に軍命があつたかどうかを論じるうえで、この区別は重要な意味を持つ。

れに沿った証言をしているが（枝川 p 2）、「ニューヨーク・タイムズ」の二重掲載を問題にしていけないことは不可解である。明示があればいいというのであれば、原告に明示を促せばいいだけである。同じことは連載再開後にも明示・黙示による資料の二重掲載が多数あり（原判決 p 17 のク参照）、明示の場合であっても被告がこれを問題視した節がないという事実についてもいえる。

結局、被告は資料の二重掲載それ自体についてはこれを重大な問題とはしていなかったという事である。被告は『沖縄戦ショウダウン』の「シアレス伍長の手記」の引用そのものではなく、同日記に続いて『沖縄戦ショウダウン』に発表された集団自決の体験者である金城武徳らの証言が引用されることをおそれたのである（乙1の3）。

5 予め『沖縄戦ショウダウン』を資料として手渡していたこと

原判決の判示にあるように、原告は『パンドラの箱』の連載開始に先だち、前泊記者に『沖縄戦ショウダウン』を資料として渡していた（原判決 p 14）。これは『パンドラの箱』の資料として渡されたものであり、原告とすれば第1話の伊江島編と第2話の慶良間編で、そこで発表されたシアレス伍長の手記を引用ないし要約して紹介することを予め前泊記者に知らせていたといえることができる。

前泊メモにも引用された「はじめに」の原稿において第2話について「今、世間の注目を浴びている『集団自決』についてアメリカ兵の目撃者や事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を突くものとなろう」と予告されており、前泊に渡した『沖縄戦ショウダウン』からの引用があることは予め告知されていたのである。⁴

被告は原告が出典を明示しないで「シアレス伍長の手記」を引用したことを、あたかも被告に二重掲載であることを隠す目的でしたことのように批難してい

⁴ アメリカ兵の目撃者の一人が「ニューヨーク・タイムズ」に目撃談が掲載されたロバーツ伍長であり、当事者の一人は、最終回原稿で掲載された手紙を書いた赤松隊長であった。

るが、そうした批難が該らないことは、原告が前泊記者に予め『沖縄戦ショウダウン』を手渡し、「はじめに」米兵の目撃者らの証言の引用があることを示唆していることから明らかである。

6 連載再開後の二重掲載について

原告は連載再開後も繰り返し既出の資料の二重掲載を行っていたことは原判決が判示しているとおりでである（原判決p 17）。

第3話「久米島虐殺事件の真実」（甲26の1～35）では、「吉浜日記」「沖縄の日本軍」「逃げる兵」「久米島の戦争記」をはじめとする既出の日本側資料とともに『沖縄戦トップシークレット』で発表した「第16話 久米島共和国をつくれ」（甲30の2）に掲載した米軍関係資料も再掲されていた（甲26の6）。引用した資料の出典が明示されている場合もあれば、明示をしない場合もあったが、例えば、書籍化されている『沖縄戦トップシークレット』や琉球新報紙上に掲載した『戦争の時、平和の時』の要約は明示されていた。自著以外の既出資料からの引用も膨大であり、例えば、第3話久米島編で用いられた「吉浜日誌」に至っては35回中、実に20回以上に渡って明示の引用がされている（甲26の3～35）。原告にコメントによれば「この日記はほとんど忘れ去られた資料となっているが、鹿山正兵曹長らの恐るべき正体だけでなく、日本軍とアメリカ軍との間で、悩み苦しむ農民の姿を赤裸々に語っている最重要の文献となっている」（甲26の3）。

第4話「終わりなき戦い・バックナー将軍と家族の物語」（甲17の1～17）では、琉球新報紙上で連載された「司令官の見た戦場・バックナー中将の日記」（甲31の1～13）で発表されたバックナー中将の日記からの引用や、「戦場より愛を込めて」（甲32の1～4）において掲載されたバックナー中将の手紙の引用がなされているほか、バックナー中将の最後について『戦争の時、平和の時』と題し2002年6月、十回にわたって詳細な物語を琉球新報紙上で発表している。ここでの物語はその要旨にすぎないが、この『終わりなき戦い』で書かすことのできない重要な部分なので、再び紹介した」とある

(甲17の1)。

注目すべきことは、被告は再開後の二重掲載について何ら問題視した節がないことである。二重掲載について作家の良心に反する恥ずべき行為であり、許されざる裏切りであるとまで声高に批難した被告にすればなんとも甘い対応である。被告は再開後の二重掲載については分からなかったかのようにいうが、『沖縄戦トップシークレット』や『戦争の時、平和の時』については明示されており、知らなかったということはある得ない。それらの自著からの明示の引用ないし要約は原稿の8割以上を占めている。少なくとも、それらは最終回原稿の掲載拒否の理由とされた「新味のない焼き直し」との批判を受けうるものであったが、被告からクレームがあったことは全くうかがえないのである。

結局のところ、被告は二重掲載や既出資料からの引用や要約を全く問題視していなかったのである。掲載拒否の真の理由は別なところにあるのである。

明示の自著からの引用の場合にみられるように、少なくとも要約して引用の分量を少なくしたり、出典を明示すれば、原告が構想していた第2話「慶良間で何が起きたか」を執筆し、発表することに何ら問題はなかったはずであるが、被告は『沖縄戦ショウダウン』における金城武徳の証言の引用や宮城晴美の『母の遺言』の紹介については、これを許さなかったのである。

7 掲載拒否の了承について

原判決は、連載再開の事実をもって慶良間編の掲載拒否を了承したことを認め、これを理由として債務不履行を否定しているが失当である。原告は第2話の当面の掲載を見送ることに同意して連載を再開しただけであり、いずれ時期が来れば第2話を掲載できるとの期待をもっていたのである。そもそも不当な掲載拒否による債務不履行ないし不法行為に基づく被告の責任を免除するような合意の存在はどこにもない。

8 連載再開にあたっての取決めについて

紙面に何の断りもなく、理由も明らかにされないまま突如連載が中断され、4カ月も経ってから連載が再開するというのは新聞社としても異例の事態で

ある。4カ月間もの中断、すなわち掲載拒否の理由が、被告が主張するように恥ずべき不当な二重掲載であり、読者と掲載紙に対する裏切りだったというのであれば、原告の連載再開にあたり、今後二度と二重掲載を行わない旨の合意なり取り決めなりをし、或いは詫び状の差し入れを求めるなりして二重掲載についての何らかのけじめがあつて然るべきであるが、そのようなことが行われた形跡は全くない。連載再開後にも過去の自著からの資料の引用や要約が多数あつたが何ら問題視されていないことは前述したとおりであるが、3人目の担当者となった名城記者においては、前任者である玉木記者や他の編集委員から再開後の二重掲載に関する取決めや注意事項等に関する引き継ぎや申し送りを受けた節もないのである（名城p5：中断したということは、私の前の前泊博盛のほうから聞いていましたけど、詳しい内容については存じ上げておりませんでした）。

このことは、被告による慶良間編の掲載拒否の真の理由が、被告が主張し、当時の枝川編集局次長が証言した恥ずべき不当な二重掲載にあるのではないことを被告自らが明らかにしているというほかはない。

第3 最終回原稿の掲載拒否について

- 1 原判決は最終回の掲載拒否について、「全体の8割近くが新味のない焼き直しのものであると認識して、原告に対し、このままでは掲載できないとして書き換えを求めたことが認められる」とし、「第181回の原稿の内容に照らして、被告が上記のように認識して原告に原稿の書き換えを求めたことが不合理なものであるとまでは認められないというべきである」としたうえ、「原告が集団自決に係る自身の結論を変更せずに過去の著述の抄訳部分や他社の記事の紹介部分を変更してもなお掲載拒否されたというのではなく、原告がそもそも書き換えに応じなかったことによるものであることが認められる」と判示し、「被告が第181回の原稿を掲載しなかったことについて、合理的な理由がなく、被告が一方的に掲載拒否したものであるとまでは認められない」とし

て連載執筆契約の債務不履行を否定している。

2 「新味のない焼き直しのもの」について

(1) 被告が全体の8割近くが「新味のない焼き直しのもの」と認識したというのは、いかにも苦し紛れの弁解である。そもそも「新味のない焼き直し」とは何のことをいうのだろうか。実に曖昧模糊としており、恣意的な評価であるといわざるを得ない。仮にそうした評価がありうるとしても、作家が181回もの長期連載の作品を締めくくる「最終回」として執筆した当該原稿の掲載拒否ないし書き換えを合理化する論理性は微塵もない。そのことは、最終回原稿を子細に検討すれば明白である。

(2) ドキュメンタリーの著述は既出資料の引用やその要約を必要としており、そこで示された事実を基に作者の視点を交えて物語を創っていくものであることは既に論じてきたとおりであり、このことは枝川証人も基本的に認めているところであるが、最終回原稿の前半部分は、赤松隊長の2通の手紙という初出の貴重な目玉資料の紹介に向けられたものであり、原告が集団自決の軍命令はないという「真実」に到達した経過が簡潔かつ丁寧に綴られている。

そこでは、まず『沖縄戦ショウダウン』からの引用を明示して、自らの調査によって発掘した集団自決の生き残りである大城良平と金城武徳の核心的な証言―「赤松嘉次さんは自決命令を出していない。それどころか、集団自決を止めようとしたのだ。少ない軍の食料も住民に分けてくれた立派な人物だ。村の人たちで赤松さんを悪くいう者は、一人もいないはずだ。みんな感謝している。」を紹介し、続いて沖縄タイムスに連載された宮城晴美の『母の遺言』を読んだときに「凄まじい衝撃が走った」ことにふれ、「曾野綾子さんの『ある神話の背景』を読んでも共感できなかったが、今、全てがはっきり見えてきた」とし、宮城初枝の証言の核心部分―梅澤隊長から命令が出されたという嘘の証言をしたことと、村民が玉砕命令を求めたが、梅澤隊長がそれを断った場面―を要約し、それによって自決命令と援護法との関係を

了解し、「そうか、そうだったのか。全て納得がいった。」と表現しているの
である。⁵

大城良平と金城武徳の証言、そして宮城初枝の証言は、いずれも原告が軍
命令の不在を確信するに到ったことにおいて核心的なものである。原告は存
在しない軍命令があるとされてきた背景には、援護法による救済の問題があ
ることを指摘したうえで、産経新聞に掲載されたかつて政府援護課で救護業
務に携わっていた照屋昇雄さんの告白を取り上げているのであり、これも見
事な構成だといわざるをえない。

続いて赤松隊長の2通の手紙が紹介されているが、最初の1通は援護法と
の関係にふれたものである。「(前略)村の戦史については軍事補償其の他
の関係からあの通りになったと推察致し、出来るだけ触れたくなかったの
ですが・・・」。そして、もう1通の手紙で「何れにしても私たちは真相が明
白にされ、私たちの汚名が拭い去られる日を期待して努力しております。一
日も早く沖縄の人々にも理解して頂き、私たちと島民が心を合わせて共に戦
ったように次の世代が憎しみ合うことなく本土の人々と仲よくやってゆけ
ることを祈ってやみません。」との将来の希望が語られた箇所を紹介したう
えで、「これでパンドラの箱を閉じる。パンドラの箱に残ったもの、それは
人間の真実だ」という感動的な言葉で長い物語が終えられているのである。

見事な作品であり、控え目にみても佳作というべきである。焼き直しだど
か、二番煎じという評価はあたらず、少なくとも掲載を拒否することを合理
化できるものではない。

- (3) 平成8年に琉球新報紙上に連載された『沖縄戦ショウダウン』で発表された
大城良平及び金城武徳の証言は決して新味のないものではない。軍命を巡る
教科書検定が問題になっていた平成19年当時においては沖縄県民にはほと

⁵ 「沖縄戦ショウダウン」においても「母の遺言」に言及した箇所があるが(乙1の5)、
「パンドラの箱」での要約とそれを読んで衝撃を受け、自決命令の謎を理解するに至る箇所
の表現は、全く別物である。「新味のない焼き直し」の評価は該らない。

んど知られていないものであった。そのことは当時、琉球新報も沖縄タイムスも、社説でも記事でも、彼らの証言に全く言及していないことから明らかである（琉球新報について甲12、13）。まさしく沖縄在住のジャーナリストである江崎孝が、「これが沖縄の言論封殺だ」として月刊誌上に寄稿した状況だったのである（甲14）。むしろ、大城良平と金城武徳の上記証言は衝撃的なものとして沖縄世論に受け止められたはずである。⁶

平成7年に沖縄タイムス紙上に連載された『母の遺言』で発表された宮城初枝の証言も同様である。それまで座間味島での軍命令は宮城初枝の証言が根拠だとされていたのであり、それが嘘であったという同人の証言は真実の核心を突くものであり、かつ、平成19年当時は沖縄のマスコミから敢えて隠されていたものであった。それが新味のない焼き直しであるわけがない。

産経新聞に掲載された照屋昇雄の証言も沖縄のマスコミでは無視され、ほとんど報道されることはなかった。

これらの証言を紹介することは、被告の基本的方針に反することはあっても「新味のない焼き直しのもの」という評価は全く該らないのである。

- (4) 「第13話 最終章—そして人生は続く」は、177回から181回まで5回にわたるものであり、長期連載『パンドラの箱』の総まとめとなるものである。それゆえ、それまで取り上げてきた物語を振り返る箇所が多くなる。例えば、179回（乙5の3）では、それまでに取り上げた「阿嘉島の平和の祈り」の物語や「バックナー中将の最後の物語」に関する秘話に触れたりしているが、これこそ新味のない焼き直しのものと評価することも可能であるが、被告から書き直しを指示されることはなかった。集団自決の軍命に関するものでない限り、被告は、二重掲載であっても新味のない焼き直しで

⁶ 平成19年琉球新報は「『自決』生存者聞き取り」の見出しで渡嘉敷島の語り部を務める金城武徳の写真を掲載しており（甲48）、軍命はなかったという金城武徳の証言を意図的に封殺している。そのような状況において金城武徳の軍命を否定する証言は被告の基本的方針に反するものであるとともに、新鮮かつ衝撃的なものであり、被告のキャンペーンに水を差すものであることは明白であった。

あっても何ら問題にはしなかったのである。

3 書き換えの指示について

原判決は最終回原稿が全体の8割近くが新味のない焼き直しの的なものであると認識して、原告に対し、「このままでは掲載できないとして書き換えを求めたことが認められる」と判示するが、名城証人の証言によれば「そもそも連載が中断を余儀なくされる原因となった『沖縄戦ショウダウン』を再び蒸し返す形で出してきたということ」が発端になったということである(名越 p 3)。

名城証人は書き換えを指示したというが、一体どのような書き換えが想定されていたのかについては証言がない。枝川次長は二重掲載とか蒸し返しはダメだと言ったというが(名城 p 5)、前述のとおり、最終原稿には二重掲載も蒸し返しもない。原告(屋比久)に対する説明も「過去の経緯というか、そういったものを踏まえた形での判断です」という曖昧模糊としたものでしかなく(名城 p 5)、原告において書き換えるの必要を納得できるものではなかった(過去の経緯として原告において理解できることは、「社の方針」として軍命説を否定する文章は掲載しないという一方的な宣言でしかなかった)。

結局のところ、名城証人がいう書き換えの内容として把握できることは、『沖縄戦ショウダウン』からの証言の引用はどんな形でも許さないという一方的な命令でしかなかったのであり、それが合理的な理由に基づくものではないことはこれまで論じたところから明らかである。

4 軍命説への言及の可能性について

原判決は、「181回原稿が掲載されなかったのは、原告が集団自決に係る自身の結論を変更せずに過去の著述の抄訳部分や他社の記事の紹介部分を変更してもなお掲載拒否されたというのではなく、原告がそもそも書き換えに応じなかったことによるものであることが認められることからすると、第181回原稿が掲載されなかったことが琉球新報の編集方針に反するためであったと推認することはできない」と判示するが、名城証人も枝川証人も、『沖縄戦ショウダウン』からの証言の抄訳や他社の記事の紹介部分の変更をすれば

軍命否定説を述べて赤松隊長の手紙を引用することは可能であると受け止められるようなことは一切証言していない。名城証人は「二重掲載」「蒸し返し」に加え「過去の経緯」から載せられないとだけ述べているだけであり、前述したように、原告からすれば抄訳等の変更をもって軍命否定説への言及が認められると解する余地のないものであった。

そしてそのことは、星雅彦証人が同時期に琉球新報からの依頼を受けて執筆した集団自決に関する原稿において軍命を否定したことから掲載拒否にあったという事実（被告は字数が多すぎたことが理由であって内容の問題ではないと陳弁するが、字数の問題があるならばその旨星雅彦証人に告げて字数を減らすよう要請すればよいはずだが、被告はそうした要請もすることなく掲載しない決定を告げている。字数に関する要請があれば直ちに修正を施した原稿が出来上がったであろう。星雅彦証人は長年琉球新報の美術コラムを担当してきたほか、『うらそえ文藝』の編集に携わるなど、沖縄有数の書き手であり、練達の評論家なのだから）が雄弁に物語っている。

5 まとめ

最終回原稿は沖縄戦をテーマとする長期ドキュメンタリー連載である『パンドラの箱』の最終回として相応しい佳作であるところ、その掲載拒否については、全体の8割近くが新味のない焼き直しのものだという被告の評価は恣意的なものであり、書き換えを合理化できるものではなく、担当者からの書き換えの指示内容も曖昧であり、『沖縄戦ショウダウン』からの引用ないし軍命に反する証言内容の全面禁止を一方向的に通告するものでしかなく、書き換えに応じれば軍命否定説に言及できると解する余地のないものであった。それは合理的な理由なく一方向的に掲載を拒否するものであり、且つ、それによって原告の労作である『パンドラの箱』を最終回のない不完全なものとし、多くの読者を失望させ、引いては原告のドキュメンタリー作家としての声望を貶める結果となったことを踏まえると、それが原告と被告間の連載執筆契約の債務不履行と不法行為を構成することは明らかである。

以上